

主催：四国ミロク会計人会

四国税理士会認定研修 3 時間
日本 FP 協会継続教育単位認定研修 3 単位

★Zoom による Web 研修

法人課税における税額控除 (措置法関係)の適用と留意点

講師からのメッセージ

措置法で設けられている税額控除は、政策税制の中でも税負担額の軽減そのものを目的とした制度であり、節税効果が端的に発揮されます。また、措置法の税額控除は法人税法で設けられている税額控除と異なり、当初申告要件が設けられているため、その適用を失念した場合には更正の請求が認められず、依頼者から損害賠償請求を受けるリスクが非常に大きいといえます。

今回は措置法における税額控除制度について、実務上の観点から、留意点も含めて確認していきます。(植田 卓)

講師 税理士 植田 卓 (うへだ たかし)

MJS税経システム研究所顧問

略歴：昭和 57 年 税理士登録・開業。

日本税法学会、税務会計研究学会、租税訴訟学会所属。平成 28 年より立命館大学法学部客員教授。

主な著書：『税務力アップシリーズ・法人税』（清文社）、『中小会社の会計指針』（共著、中央経済社）、他多数。

研修概要

1. 措置法における税額控除の種類と概要
2. 設備投資における税額控除の適用と留意点
3. 試験研究費に対する税額控除の適用と留意点
4. 給与等の支給額が増加した場合の
税額控除の適用と留意点
5. 複数の税額控除制度を適用する場合の調整
6. 措置法における税額控除の申告要件

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

日時 2026 年 4 月 28 日 (火)
13:30~16:30 (13:00 受付開始)

定員 50 名 (先着順/定員になり次第締切)

受講料 会計人会会員 2,200 円 (税込)
一般 6,600 円 (税込)

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※テキスト送付後のキャンセル・不参加については受講料を
ご請求させていただきます。

※後日、請求書を発送致しますので受講料をお振込みいた
しますようお願い致します。

研修受講申込書 (FAX 送信先：087-833-1164)

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をご一紙してご利用ください。

ふりがな		☐ ミロク会計人会会員
貴所名		受講区分 ☐ 優待券を利用する (優待券番号) ☐ 一般
ふりがな	FP希望 ☒	税理士会登録支部 登録番号
受講者名	☐	支部 第 号
ご住所 〒		※当会より、税理士会認定研修受講報告を行うため、必ずご記入ください。
Eメールアドレス：	@	TEL
※受講に必須となります。必ずEメールアドレスのご記載をお願い致します。		FAX

----- ご記入いただく情報について -----

ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があり、また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関するご案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DMなどの送付発送を中止いたします。当社は、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報の取扱いに関するご質問窓口については当社ホームページで「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針」(https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/) を公開しておりますので、こちらをご確認ください。またはミロク会計人会連合会「個人情報保護方針」(https://www.mirokukai.ne.jp/privacy/index.html) をご確認ください。

お問合せ先

株式会社ミロク情報サービス 高松支社 担当：岩田、國安
〒760-0018 香川県高松市天神前 10-12 香川天神前ビル 8F
TEL 087-833-1154 FAX 087-833-1164



四国ミロク会計人会